

スローガン

1. 下水道による残業務の安定的継続のため、合理化事業計画の推進、転換業務の獲得
2. 下水道に接続されない浄化槽（合併）の社会的地位の確立
3. 新浄化槽維持管理システムの推進
4. 浄化槽（合併）を併用した農業集落排水処理業務事業計画の実現
5. 市町村の責務である一般廃棄物処理計画の策定推進
6. 一般廃棄物収集運搬業の責任業務の遂行

# 広 報

## 福島環整連

発行  
**福島県環境整備協同組合連合会**  
 住所/いわき市内郷高坂町大町138番地2  
 TEL 0246-27-8818 FAX 0246-27-8813  
 発行者 岡 光義  
 編集責任者 瀬戸 崇志



令和元年度通常総会

### 「創立60周年記念式典準備事業」 「清掃実務者講習会開催」を採択

本会は、5月24日会津若松市の「東山グランドホテル」において、令和元年度通常総会、懇親会を開催した。総会には、根本茂顧問をはじめ所属員約70名が出席。  
 猪股宏光氏（白旗善環興(株)の司会進行により、山川副会長の開会挨拶の後、岡会長から挨拶がなされた。

60周年記念式典開催準備、新規許可の対応についてなどを提案した。令和元年度事業予算(案)では、事業計画(案)に基づき、記念式典準備事業費を予算措置し、一般管理費を含めた予算総額1855万千円を提案し、審議の結果それぞれ異議なく可決決定された。役員改選が行われ、理事20名、監事2名を選任し2面記載のとおり決定した(名簿)。

審議終了後、齋藤淳青年部長から平成30年度の活動内容報告、新規加入部員の募集について話があり、猪俣副会長の閉会挨拶で総会を締めくくった。総会後の懇親会には、室井照平会津若松市長をはじめ、菅家一郎衆議院議員環境大臣政務官兼内閣府大臣政務官、杉山純一県議会議員、小林昭一県議会議員、渡部信夫県議会議員など多くの方々にご出席いただき、お一人お一人からご祝辞をいただいた。(公社)福島県浄化槽協会会長大河原正一様による乾杯のご発声で歓談に入った。東山温泉の東山芸妓さんによる祝の舞が披露され祝宴に華を添えた。

福島県環境整備協同組合連合会

会長 岡 光 義

会長あいさつ

会員の皆様には、本会事業にご協力いただきありがとうございます。また、会員担当地域の市町村長、議員、一般廃棄物担当の行政職の皆様にも、日頃よりご指導いただきありがとうございます。本年は役員改選の年でありましたが、会長、副会長、専務理事の執行部が再任となりましたので、これまで同様宜しくお願いいたします。

さて、本会は浄化槽維持管理の適正な履行と技術の継続的な習得のため、各種研修事業に力を入れております。今年度は、日本環境整備教育センターの「浄化槽清掃実務者講習会」を福島県単独開催で企画したところ、受講希望者が定員を大きく上回ったため、2回開催いたしました(別掲)。年度後半も「ポリテクセンターを活用した電気設備講習会」を福島と郡山で

## 浄化槽清掃実務者講習会開催



講師 久川 和彦 氏

本会は、本年度事業計画案である研修事業として、公益財団法人日本環境整備教育センターによる「浄化槽清掃実務者講習会」を郡山市の南東北総合卸センター中会議室で開催した。受講希望者が多いことから、6月19・20日、7月23・24日の2回の開催となった。

6月の講習会では、福島県生活環境部一般廃棄物課主幹濱津ひろみ様より来賓挨拶をいただき、所属員60名が受講。7月の講習会では、福島県生活環境部一般廃棄物課長三浦健生様より来賓挨拶をいただき、所属員他70名が受講。

2日間渡る講習後には修了式が行われ、講師の仁木先生から各回の受講者代表に修了証書が手渡された。

平成27年度に開催した「浄化槽の清掃の実務に関する講習会」では、所属員166名の受講実績があったことを受け、今年度は要望の多かった清掃実務者講習会を開催して、浄化槽の維持管理清掃技術等の向上を図った。

岡会長は、それぞれの講習会の開講式に出席し、個人のスキルアップと、講習で学んだことを日々の業務に活かしてもらいたいと、皆の受講意欲を後押しした。



講師 仁木 圭三 氏

2日目講習内容「講師「清掃(目的・器具機材)(清掃作業の基本的手順(衛生・安全対策)(収集・運搬・処分)」日本環境整備教育センター調査・研究グループリーダー仁木圭三様。

2回の講習会には、本会の所属員ばかりでなく、東京都の大島、長野、栃木、新潟、青森、秋田、山形、岩手、宮城、京都、福岡から合わせて22名が受講した。近県ばかりでなく、遠方から足を運んでも受講したいというところで、この外の県からも問合せが多くあった。

### 青年部第39回 定時総会開催

本会青年部は、5月24日会津若松市の「東山グランドホテル」において、定時総会を開催した。部員24名が出席（委任状出席者3名）。

川田大輔副部長（有白山清掃社）の司会進行により、議長に本田光史氏（有太瀬清掃社）が選任され議事に入った。

平成30年度事業報告承認の件、並びに収支決算承認の件、令和元年事業計画（案）承認の件、並びに収支予算（案）承認の件について審議し、異議なく可決承認された。次に、役員改選を行い齋藤淳青年部長（有白河衛生社）を再任した。

また、平成30年度をもって嶋原北斗氏（株川俣環境）が卒部し、齋藤部長より感謝の花束が手渡された。

青年部役員  
（第41回定時総会まで）

- 部長 齋藤淳
- 副部長 瀨戸崇志 田村應季
- 川田大輔
- 会計 難波美徳
- 監事 遠藤正人 安齋泰弘

敬称略

### 新入部員募集

私たちと一緒に様々な活動をしませんか！  
45歳までの所属員の方お待ちしております

### 県環整連役員（令和3年度総会まで）

役職	氏名	組合名	会社名
会長	岡 光 義	いわき市	(資) 勿来衛生社
副会長	山 川 正 人	県 北	山川産業(有)
〃	猪 俣 孝 之	両 沼	坂下清掃(有)
専務理事	櫛 田 泰 明	員 外	
理 事	山 岸 大 介	福島市	福島環境整備工業(有)
〃	難 波 志 呂 美	安 達	(有) 協同清運
〃	浦 部 公 伸	郡山市	郡山清興(株)
〃	江 口 典 志	アメリティ郡山	(有) 福島青興社
〃	松 宮 秀 泰	須賀川	松宮(株)
〃	下 村 雄 二	会津若松市	会津清掃(有)
〃	古 田 泰 助	会津中央	北会津清掃(有)
〃	仲 畠 幸 男	(協業) 県南	仲畠商事(有)
〃	嶋 原 北 斗	川 俣	(株) 川俣環境
〃	本 多 幸 雄	(協業) 県南環境	(協業) 福島県南環境衛生センター
〃	渡 部 洋 紀	南会津	(有) 福島浄化
〃	白 水 勝 成	喜多方	(有) 昭和衛生
〃	阿 部 永 子	双 葉	(有) 阿部衛生社
〃	田 原 義 久	南相馬	(株) 昭和衛生センター
〃	長 尾 一 雄	相 馬	(資) 長栄社
〃	岡 部 一 雄*	石 川	アメリティ石川地方エコ・サービス(協業)
監 事	長 尾 昌 也	いわき市	(有) いわき環境センター
〃	磯 目 智 仁	アメリティ郡山	(有) 第一清掃社

\* 岡部一雄氏 6月8日ご逝去のため、阿部勝美氏後任

### 鹿児島県環境整備事業協同組合来県

9月4日、郡山ビューホテルアネックスにおいて、令和元年度通常総会で承認された、国内情報収集活動事業を開催した。

前年度に訪問した鹿児島から、鹿児島県環境整備事業協同組合の鳥越澄夫理事長をはじめ8名の方々が来県。本会からは、根本顧問、岡会長他17名が参加した。

初めに、岡会長より前年度訪問時の御礼と、この度の福島来県に対して歓迎の挨拶があった。

次に、地元事例発表として、山川副会長から浄化槽法第11条検査（BOD測定）について説明があり、続いて本多理事からベトナムで展開しているJICA支援事業による、浄化槽普及プロジェクトの説明があった。昨年5月からJICAの制度活用した普及・実証事業を開始。高級住宅街や幼稚園などに浄化槽を設置し、既に設置されている浄化槽の清掃や保守点検などにも力を注ぎ、市民生活への定着を目指していることがあった。

情報・意見交換の後、猪俣副会長の乾杯の発声により、懇親会が開催となった。



議員立法として進められた「浄化槽法の一部を改正する法律案」は、令和元年6月4日衆議院にて受理され、同月12日可決、同月19日に公布された。環境省は、当該改正浄化槽法の来県4月1日の施行に向け、制度設計のための検討会を設置し、省令改正の具体的な内容について検討を進めている。今後11月には省令改正案についてのパブリックコメントを行い、12月には省令改正案の取りまとめをすることとしている。今回の改正浄化槽法においては、単独処理浄化槽を環境負荷の低い合併処理浄化槽への一層の転換促進、更には浄化槽の保守点検や清掃、水質に関する法定検査等の管理の強化を図ることを大きな目的としていることから、我々関係団体としては、省令改正に向けた今後の動向を注視していきたい。

### 浄化槽法の一部を改正する法律 概要

#### 第1 特定既存単独浄化槽に対する措置

都道府県知事は、特定既存単独浄化槽（※）の所有者等に対し、当該特定既存単独浄化槽に限り、除却その他生活環境の保全及び公衆衛生上必要な措置をとるよう助言又は指導をすることができるとし、相当の期限を定めて勧告・命令も可能。

※「特定既存単独処理浄化槽」は、既存単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるもの

#### 第2 公共浄化槽

一 公共浄化槽の設置に関する計画

市町村は、公共浄化槽の設置をしようとするときは、計画を作成すること。（計画は、下水道（予定）処理区域外の浄化槽処理促進区域を対象）

二 公共浄化槽の供用に開始された場合、当該公共浄化槽の流入区域内の建築物の所有者及び汲取り便所を水洗便所に改造しなければならないこと。

※公共浄化槽の使用について同意があることを想定し違反者には勧告・命令が可能  
市町村は、排水設備を設置しようとする者に必要な資金の融通又はその斡旋等の援助に努めること。（国による市町村への援助も規定）

三 排水設備の検査  
・使用料など

#### 第3 浄化槽の使用の休止及び義務の免除

浄化槽管理者が清掃をしてその使用を休止した旨を都道府県知事に届け出た浄化槽について、保守点検、清掃及び定期検査の義務を免除すること。

#### 第4 浄化槽台帳の整備

都道府県知事は、浄化槽に関する台帳を作成し、保管しなければならないこと。

#### 第5 協議会の設置

地方公共団体は、浄化槽に関する設置及び管理に関し必要な協議を行うための協議会を組織することができること。

#### 第6 浄化槽管理士に対する研修の機会の確保

保守点検業者の登録に関し、浄化槽管理士に対する研修の機会の確保に関する事項を追加すること。

#### 第7 環境大臣の責務

環境大臣は、都道府県知事に対して、定期検査に関する事務等に関し必要な助言、情報の提供その他の支援を行なうように努めなければならないこと。